

管理 No.	f 048
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
(自立支援給付係 ／内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	地域相談支援給付決定の取消し	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第51条の10第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号)
	基準規定条項	第34条の49
	処分基準	第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。 (1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 (3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。
行政手続法(条例) 第13条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	